

仕様書

1 件名

町田市中学校給食食材提供業務委託（単価契約）

2 事業実施目的

日本の農林水産物の品質は国内だけでなく海外でも高く評価されており、輸出額は年々増加している。生産地の気候・風土などの特性を活かした産地直送のおいしい食材を提供することで、日本の食材の魅力を感じる機会とすること、また、給食提供とあわせて使用する食材の栄養や生産・流通の過程、食材の産地の食文化等を学べる資料を提供することで、生徒が自身の食生活や日本の農林水産物、地域の食文化などに興味・関心を持つきっかけとすることを目的とする。

3 契約期間

2023年6月28日～2024年1月31日まで

4 給食提供時期

2023年10月～2023年12月 計3回。実施日は、委託者と調整すること。

5 成果品の帰属

委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

6 秘密の保持・情報の管理

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

7 再委託

(1) 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

(2) 乙は、業務の一部を再委託する場合、甲に承認申請書類を提出すること（様式あり）。甲は、承認申請書類の不備なく承認したときは、再委託承認書を発行する。

8 業務に使用する車両

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を

遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 業務内容

(1) 中学校給食食材の提供

- ①受託者は、中学校給食に提供するための食材（主菜となる肉類・魚介類）を1種×3回分用意し、委託者が指定する中学校給食調理業者2社に納品すること。
- ②使用する食材については、ホームページやチラシ等で委託者が事前に参考価格を確認できる食材を、適正な価格で提供すること。全3回のうち、2回以上は素材のまま納品できるものを提案すること。一人あたりの量をグラム数（例：細切れ肉 50g）又は個数（例：魚の切り身 60g×1個、鶏むね肉 30g×2枚）で指定するため、個数指定になる食材を提案する場合は、個数を保証できること。また、肉類、魚は各1回以上提案に入れること。なお、フライなどの加工品の提供は1回までとする。
中学校給食については、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、食中毒菌を抑制するために加熱調理後、10℃以下に冷却し提供するため、大量調理で提供可能な食材かつ冷却しても美味しく食べられる食材・調理方法を提案すること。ただし、ランチボックス形式での提供に不向きであることから、汁物、生もの（例：刺身）は提供できないため提案から除くこと。調理業者と打ち合わせ後、提案した食材の調理が難しい場合は、食材や調理方法を変更することがある。
委託者の了承を得たのち、委託者が指定する中学校給食調理業者2社に納品すること。
- ③梱包、配送等納品にかかる費用は受託者が負担すること。
- ④各回で使用する食材の数量については、給食注文数に応じて別途委託者が指示すること。
- ⑤注文数は、1回あたり1,700人程度を想定。最大2,900食とする。

(2) 食育関連資料等の作成

- ①受託者は、(1)で用意する食材を生産している生産者からのメッセージ動画を作成すること。

- ② 3 回分の使用食材の栄養情報や生産・流通の過程、産地の食文化など食育につながる内容のチラシのデータ (A4 サイズ両面 1 枚程度) を作成すること。チラシの内容は、事前に委託者と調整し、市ホームページに掲載できる内容とすること。

<納品時期>

食材提供日の約 1 ヶ月前までに納品すること。納品日は別途委託者と調整すること。

- ③ 受託者は①や②の内容をデータで委託者に提供すること。

<納品時期>

食材提供日の約 1 ヶ月前までに納品すること。納品日は別途委託者と調整すること。

- ④ 食育関連資料の作成に係る費用は、総額の 30% 以内に収めること。

10 成果品

納品日は、市と調整すること。データで提供する際は、PDF、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint 等、市で確認が可能なデータを提供すること。

提出書類等	媒体	数量	適用	納期目安
① 食育推進資料 (チラシ)	データ (電子媒体)	各食材につき、 1 つ	PDF、 Microsoft Word、 Microsoft Excel 等	各食材提供日の 1 ヶ月前
② 食育推進資料 (動画)	データ (電子媒体)	1	MP4 ファイル 等	各食材提供日の 1 ヶ月前

11 業務完了及び検査

- (1) 受託者は、毎月の業務が終了後速やかに、委託者に「業務完了届」を提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受託者から検査の請求があったときは、委託者は請求を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。

12 契約金の支払い

- (1) 中学校給食食材提供業務（1,700人×3回分）及び食育推進業務の費用については、合計で2,516,400円を超えないようにすること。
- (2) 中学校給食食材提供業務の食材費については、受託者が実際に購入した数量の実費を月ごとに支払う。
- (3) 食育推進業務の費用は、全業務終了後、一括で支払う。
- (4) 受託者は6の検査に合格したときは、当該履行月分の費用を委託者に請求するものとする。
- (5) 委託者は、受託者からの請求を受けた日から30日以内に支払すること。